

丹沢湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

1 指定計画の概要

(1) 名称

丹沢湖鳥獣保護区特別保護地区

(2) 所在地

足柄上郡山北町の一部

(3) 指定期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 指定目的

丹沢湖は、人造湖であり、急峻な山地に囲まれており、マガモ、オシドリ等のガンカモ類の冬季における集団渡来地として、生息に適した環境が形成されている。

特別保護地区付近はガンカモ類が冬季に渡来し、越冬する水鳥の休息場、採餌場として、適切な環境であることから、重要な渡来地、生息地となっている。

このことから、当該区域を特別保護地区に再指定し、当該地域に飛来する渡り鳥及びその生息地の保護を図る。

(5) 面積

約25ha

(6) 主な生息鳥獣

カルガモ、キジバト、アオバト、カワウ、アオサギ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、トビ、ツミ、アカショウビン、ヤマセミ、コゲラ、サンコウチョウ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、ガビチョウ、トラツグミ、クロツグミ、キビタキ、オオルリ、スズメ、キセキレイ、ハクセキレイ、カワラヒワ、イカル、ホオジロ、クマタカの計35種（令和4年6月分調査結果、丹沢湖鳥獣保護区全体）
冬季はマガモなどの、カモ類が渡来する。

2 利害関係人への意見照会の概要

実施機関：県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課

照会結果：賛成3名、反対なし

3 縦覧の概要

縦覧期間：令和5年5月26日から令和5年6月8日まで

縦覧場所：自然環境保全課、各地域県政総合センター環境部、県政情報センター、
各地域県政情報コーナー、山北町環境課
縦覧結果：意見書提出なし

4 公聴会の開催について

鳥獣保護管理法第28条第4項に基づく縦覧の結果、同法同条第5項に定める意見書の提出はなかった。また事前に関係者へ意見照会を実施し、反対意見はなかったことから公聴会規則第2条第1項に基づく公聴会は開催しない。

(参考)

※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第28条（鳥獣保護区）

- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日（都道府県知事にあつては、その定めるおおむね十四日の期間）を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指針案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

※ 神奈川県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会規則

第2条 知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第28条第4項に規定する指針案について異議がある旨の同条第5項の意見書の提出があつたとき、その他同条第1項の規定による鳥獣保護区の指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

5 今後の予定

9月中	環境大臣へ届出
10月末	指定の告示

神奈川県指定丹沢湖鳥獣保護区
丹沢湖特別保護地区

指定計画書（案）

令和5年 月 日

神奈川県

丹沢湖鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（案）

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

丹沢湖鳥獣保護区特別保護地区

(2) 丹沢湖鳥獣保護区特別保護地区の区域

丹沢湖鳥獣保護区のうち、足柄上郡山北町大字世附と同町大字神尾田の境界線と丹沢湖岸標高 321.5 メートルの等高線（満水時の湖面の標高）との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進み南側湖岸との交点に至り、同所から同湖岸を西に進み世附大橋との交点に至り、同所から同橋を北東に進み北側湖岸との交点に至り、同所から同湖岸を東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

現行 : 平成 25 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日

新規（再指定）：令和 5 年 11 月 1 日～令和 15 年 10 月 31 日

（10 年間）

(4) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

丹沢湖は、人造湖であり、急峻な山地に囲まれており、マガモ、オシドリ等のガンカモ類の冬季における集団渡来地として、生息に適した環境が形成されている。

特別保護地区付近はガンカモ類が冬季に渡来し、越冬する水鳥の休息場、採餌場として、適切な環境であることから、重要な渡来地、生息地となっている。

このことから、当該区域を特別保護地区に再指定し、当該地域に飛来する渡り鳥及びその生息地の保護を図る。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理指針

ア 当該地域の鳥獣類の生息状況について精通している者等と連携し、定期的な情報収集に努め、必要により生息状況等の調査を行う。

イ 野鳥の違法捕獲を防止するため、鳥獣保護管理員等による巡視等を実施する。

ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、捕獲等の実績を十分に考慮して適切に対応する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 約 25ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	ha
農耕地	ha
水面	25 ha
その他	ha

イ 所有者別内訳

国有地	ha
-----	----

地方公共団体所有地	ha	{	都道府県所有地	ha
			市町村所有地	ha

私有地等	ha
------	----

公有水面	25ha
------	------

ウ 他の関係法令による規制区域

自然公園法による地域（特別地域）	25ha
------------------	------

4 再指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

神奈川県西部の足柄上郡山北町

イ 地形、地質等

標高約 350m の人造湖面である。東西及び北部から河川が流入している。周辺の山地は、急峻である。

(2) 生息する鳥獣類

a 鳥類

カルガモ、キジバト、アオバト、カワウ、アオサギ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、トビ、ツミ、アカショウビン、ヤマセミ、コゲラ、サンコウチョウ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、ガビチョウ、トラツグミ、クロツグミ、キビタキ、オオルリ、スズメ、キセキレイ、ハクセキレイ、カワラヒワ、イカル、ホオジロ、クマタカの計 35 種（令和 4 年 6 月分調査結果、丹沢湖鳥獣保護区全体）

冬季はマガモなどの、カモ類が渡来する。

b 哺乳類

全域が湖面のため生息していない。

(3) 当該地域における野生鳥獣による農林水産物の被害状況
なし

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

指定区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

案内板 0 基

制札 0 本

様式2

関係市町村・利害関係人 意見調書

特別保護地区名：丹沢湖鳥獣保護区特別保護地区

市町村 部課名 利害関係人 職氏名	賛否 (○印)	理由	その他要望事項
山北町長 湯川 裕司	(賛成)・反対		
山北町森林組合長 山口 清	(賛成)・反対		
山北町観光協会長 佐藤 精一郎	(賛成)・反対		